

町県民税・所得税の申告相談・確定申告日程表

申告の準備はお早めに！ ≪相談期間は令和5年2月9日(木)から3月15日(水)まで≫

月	日	曜日	会場	午前の部 (8:30~11:30)	午後の部 (13:00~16:30)	【感染症対策のお願い】
2	9	木	支所	湯八木沢・久保田・大峯		<p>※左記日程で都合や体調が悪い方は、指定日以外でも申告相談ができます。総務課税務係まで連絡のうえ、お越しく下さい。</p> <p>※感染症拡大防止の観点から、マスクの着用や手指消毒のご協力をお願いします。</p> <p>※発熱や咳などの症状があり、体調がすぐれない方は体調回復後に相談をお願いします。</p>
	10	金		琵琶首・牧沢・鳥屋		
	13	月		五畳敷・冨中・黒沢		
	14	火		砂子原・芋小屋		
	15	水		大成沢・四ツ谷・高森		
	16	木				<p>【申告相談の際に持参するもの】</p> <p>◎営業や農業・不動産など事業所得のある方 ・収支内訳書(記帳した帳簿)</p> <p>◎給与所得・年金所得のある方 ・源泉徴収票の原本</p> <p>◎国民年金・生命保険料・地震保険料等の支払い証明書・農業者年金保険料領収書等</p> <p>◎医療費控除を受けられる方 ・医療費明細書 ・医療費通知書 ・医療機関の領収書等</p> <p>◎譲渡所得のある方 ・売買契約書及びその費用等がわかる書類</p> <p>◎その他、申告内容に応じて必要な書類(各種保険料控除用の支払い証明書等)</p> <p>◎申告者名義の通帳(還付申告をされる方の還付口座確認のため)</p> <p>◎税務署から送付された「確定申告のお知らせ」のはがき</p> <p>◎マイナンバーカード又は番号通知カード+運転免許証</p> <p>※マイナンバー制度開始に伴い、確定申告時における本人確認が義務付けられています。</p>
	17	金	本庁	一王町・諏訪町・岩坂町		
	20	月		安久津		
	21	火		檀ノ浦・中野		
	22	水		猪鼻・麻生		
	24	金		椿・石坂・長窪		
	27	月		八坂野・小柳津		
	28	火		小巻・軽井沢		
	1	水		野老沢・大野新田		
	2	木	細越			
3	金	石神・石生				
5	日	休日申告相談				
6	月	藤				
7	火	長倉・大野				
8	水	出倉・黒滝				
9	木	新村・小ノ川・塩野				
10	金	門前町・柳ヶ丘				
13	月	大平町・寺家町				
14	火	桐ヶ丘・古屋敷				
15	水	予備日				